

記載例

様式第7

一般廃棄物収集運搬業等許可更新申請書

年 月 日

(あて先) 一宮市長

申請者 住 所 住所(所在地)
氏 名 氏名(法人名及び代表者名)
電 話 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第7項の規定により許可の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

営業所及び事務所の 名 称・所 在 地 (電 話)	名 称 所 在 地 電 話 番 号 記載のこと
事 業 の 範 囲 (取扱い一般廃棄物の種類)	<input type="checkbox"/> 収集運搬 ・ <input type="checkbox"/> 処分 事業系一般廃棄物 (種類も記載: 生ごみ、木くずなど)
一般廃棄物の積替え場等	別紙のとおり
業 務 区 域	一宮市内
1 日 の 業 務 量	000t・kg【様式12と照合する】
従 業 員 の 数	00名(別紙従業員調書のとおり)
車両器材等の数・種類	別紙調書のとおり
許 可 年 月 日	令和6年3月27日
許 可 番 号	一宮市環廃第00号

処理施設概要書

処理施設の種類	たい肥化施設	
設置場所	一宮市○○町○○番地	
設置年月日 ※申請時に施設が未設置の場合は、 設置予定時期を記入	平成○年○月○日	
処理能力	日能力： ○ t／日 (○時間) 【稼働時間】 時間能力： t／時間 (日能力かどちらか記載)	
処理する一般廃棄物の種類 (具体的にその種類を記入)	生ごみ、食品残渣、調理くずなど	
処理施設の処理方式 及び設備の概要	○○方式 詳細は添付 等	
処理後の 一般廃棄 物の処理 方法	処理後の一般 廃棄物の種類	たい肥
	発 生 量 (t/月)	○ t /月
	区 分	<input type="checkbox"/> 自己処分 <input type="checkbox"/> 委託処分
	処分先	○○㈱
	処分方法	○○として処分 又は ○○としてたい肥原料化 など

保管計画書

(処理前)

一般廃棄物の種類	保管方法 (屋内外の別、使用容器)	保管面積 (m ²)	保管容積 (保管上限) (m ³)	保管高さ (m)	備考
生ごみ 等	コンテナ保管 なしの場合は理由を記載	○ m ²	○ m ³	○ m	
合計 品目					
所在地	管理責任者				
○町○番地	○○ ○○				
全体面積	保管面積 (合計)	○ m ²	保管容積 (合計)	○ m ³	
		○ m ²		○ m ³	

(処理後)

一般廃棄物の種類	保管方法 (屋内外の別、使用容器)	保管面積 (m ²)	保管容積 (保管上限) (m ³)	保管高さ (m)	備考
たい肥	コンテナ保管 など	○ m ²	○ m ³	○ m	
合計 品目					
所在地	管理責任者				
全体面積	保管面積 (合計)	○ m ²	保管容積 (合計)	○ m ³	
		○ m ²		○ m ³	

※ 1. 保管施設が複数ある場合は、それぞれについて作成すること。

※ 2. 保管施設の平面図、立面図、構造図添付すること。（変更がなければ更新時省略可）

記載例

様式 11 (第 8 条関係)

搬入予定事業所調書

No	搬入予定事業所名	住 所 (一宮市を省略して記入)	電 話	業 種	一般廃棄物の種類	搬入量 (kg/月)	処理料金 (月額)	備 考
		一般廃棄物処理施設へ搬入予定の事業所を記載する						
計	件					kg		

※ 1. 事業所等との契約書等の写しを添付すること。

※ 2. 新規に事業所等と契約した場合は、その都度届けること。

様式 12 (第 8 条関係)

処 分 作 業 計 画 書

1. 年間処分量見込み（月別） (年間 : 900 t)														
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
量 (t)	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75		
2. 1日当たりの処分量		平均 : 3 t (最大 : 4 t)												
3. 1日当たりの処理施設稼動時間		○○時間												
4. 処分作業		処分活動日		○○○日/年										
		処分時間		○○時間										
		運転計画		○人で投入、処理機にてたい肥化処理を行うなど										
5. 処分方法		スーパー等で食品残渣回収後、自社工場にて選別し、処理機によりたい肥化処理を行うなど												
6. 処分料金		○円/t												

記載例

様式4（第6条、第8条関係）

従業員調書

職種	氏名	年齢	性別	経験年数	免許等の資格
作業員・運転手	OO OO	OO	男	OO	大型運転免許証
作業員・運転手	OO OO	OO	男	OO	大型・中型運転免許証
作業員・運転手	OO OO	OO	女	OO	大型運転免許証
作業員・運転手	OO OO	OO	男	OO	中型運転免許証
営業	OO OO	OO	男	OO	中型運転免許証
事務	OO OO	OO	女	OO	中型運転免許証
					<p>一宮市内の業務に従事する従業員のみを記載 新しく追加の人については、雇用を証する書類のみ添付</p>

※1. 雇用を証明する書類を添付すること。（一宮市内の業務に従事する従業員全員分）

※2. 収集運搬をする運転手の場合は、運転免許証の写しを添付すること。

記載例

様式 13 (第 8 条関係)

保 有 器 材 調 書

変更がない場合は、
提出不要です。

※主要な機器について記入すること。

記載例

様式 14 (第 8 条関係)

役員等名簿

発行済み株式総額の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株式又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数		株	出資の額
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式 の数又は出資 の金額	本籍
		割合	住所
○○ ○○	昭和〇年〇月〇日	90%	○市○町○番地
			○市○町○番地

令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

(注) 一般廃棄物処分業に関する申請の場合は、以下の書類を添付すること。

- 申請者が法律第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し
- 申請者が法人である場合には、法律第7条第5項第4号ヌに規定する役員の住民票の写し
- 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写しもしくは登記簿の謄本
- 申請者に政令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

記載例

様式6（第6条、第8条関係）

年　　月　　日

（あて先）一宮市長

住 所 住所（所在地）
(所在地)

氏 名 氏名（法人名及び代表者名）
(名称及び代表者)

誓 約 書

私は、一般廃棄物処理業を行うにあたり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および同法施行令ならびに同法施行規則、「一宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」および同条例規則、その他関係法令等を遵守することはもちろんのこと、下記事項についても信義に従い誠実に履行いたします。

万一、不履行の場合には、一般廃棄物処理業の停止または取り消し等、いかなる処分にも応じます。

記

- 1 一宮市の定める一般廃棄物処理計画に基づき、取り扱う一般廃棄物については、常に生活環境の保全上支障が生じないうちに処理いたします。
- 2 他市区町村の一般廃棄物については、市に届けることなく、一宮市内のいかなる場所、施設にも搬入いたしません。
- 3 収集運搬及び処理施設への搬入については、市の指示および指導に従います。
- 4 排出事業者とトラブルが生じた場合は、自ら誠意を持って解決いたします。

様式7（第6条、第8条関係）

申立書

年　月　日

(あて先) 一宮市長

申請者 住 所 住所（所在地）

(所在地)

氏 名 氏名（法人名及び代表者名）

(名称及び代表者)

私は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法律」という。）第7条第5項第4号の下記事項に該当しないことをここに申し立てます。

なお、下記事項のイからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至った場合は、法律第7条の2第4項又は第5項の規定に基づき速やかにその旨を市長に届け出します。

記

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく处分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ホ 法律第7条の4若しくは第14条の3の2（法律第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者。（当該許可を取り消された者が法人である場合には、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び法律第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

ヘ 法律第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法律第7条の2第3項（法律第14条の2第3項及び法律第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト ヘに規定する期間内に法律第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

記載例

様式8（第6条、第8条関係）

年　　月　　日

（あて先）一宮市長

住 所
（所在地）

氏 名
（名称及び代表者）

承 諾 書

私は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項又は同条第6項に規定する一般廃棄物処理業許可の審査に必要な範囲で、同条第5項第4号口からニに関して、申請者、法第7条第5項第4号リに規定する法定代理人、同号ヌに規定する役員及び使用人並びに同号ルに規定する使用人について、一宮市が関係機関へ犯歴の照会をすることを承諾いたします。